

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書

平成 11 年の労働者派遣法改正により、派遣対象業務が原則自由化され、平成 16 年にはそれが製造業務にまで拡大されてきた。

その結果、現在、労働者の 34.5%が派遣、パート、契約社員、個人請負などの非正規雇用という状況を生み出している。

また、派遣労働者の圧倒的多数は、仕事があるときのみ雇用される登録型派遣や日雇い派遣労働者となっており、極めて不安定な雇用と低賃金のもとにおかれ、病気や事故に対する備えがないなど、将来への見通しが持てない深刻な状況にある。

加えて景気悪化の影響により、派遣切りや雇い止めという大きな社会現象を巻き起こしており、国民生活を根本からおびやかしている。

よって、国におかれては、正規雇用を基本とするよう労働者派遣法を平成 11 年以前に戻し、登録型派遣の禁止や均等待遇など、抜本的な改正を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 21 年 3 月 13 日

庄 原 市 議 会